

6. 豊かな「自然」を育む環境づくり



滋賀県では、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指し、県民、事業者等多様な主体と連携して取り組む「しが CO₂ ネットゼロムーブメント」キックオフ宣言を令和2年1月に行いました。



Mother Lake Goals

滋賀県はマザーレイクゴールズ(Mother Lake Goals, MLGs)として独自に13の目標(琵琶湖版のSDGs)を設定し、2030年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指しています。



2050年CO₂ネットゼロに向けた取組の推進

- 2050年CO₂ネットゼロ（カーボン・ニュートラル）社会の実現に向け、地域における脱炭素化の促進について支援をお願いします。

【提案・要望先】環境省、経済産業省

1. 提案・要望内容

(1) 地域脱炭素 2.0 を進めるための財政的支援

- 地域資源を活用した脱炭素事業の加速化に必要な予算の確保・充実を図るため、再エネ余剰電力の有効活用やエネルギーマネジメントなど産業集積地等への面的な設備・システムの導入および実現可能性の検討への支援策を早期に示すこと

(2) 水素サプライチェーンの構築に向けた施策推進

- 日本全体の水素サプライチェーンの構築に向けて、地域特性を踏まえた構想の検討を進める自治体や企業と連携を図り、国がイニシアチブを発揮して、施策推進を図ること
- 燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域について、430 休憩にも考慮した水素ステーションの適正配置が図れるよう、選定基準を柔軟に運用すること

2. 提案・要望の理由

(1) 地域脱炭素 2.0 を進めるための財政的支援

- 本県では、地域共生型電力の面的活用による産業集積地の脱炭素化事業の具体化を図っている。
- 本事業の検討に際しては、広域かつ多様な事業者と連携し、FS 調査等も踏まえながら地域共生型再エネや高度なエネルギーマネジメント等の導入可能性を探るとともに、事業性を確保した計画を策定する必要がある。

(2) 水素サプライチェーンの構築に向けた施策推進

- 本県は、日本の中心に位置し、近畿・東海・北陸の結節点であることから、大手製造企業の拠点を多く有し、これら企業と連携した輸入水素の受入ハブ等の構想を検討しており、水素サプライチェーンの地域モデルになり得ると考えている。
- こういった地域構想とも連携を図り、国がイニシアチブを発揮して、施策推進を図ることが重要。
- 水素ステーション整備の重点化に向け、大型車の交通量が多く、大都市圏を結ぶ地方公共団体が、準中核地方公共団体を目指せるような選定基準の運用が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 地域脱炭素 2.0 を進めるための財政的支援

- 本県が令和7年度に改訂した地方公共団体実行計画の実現には、従来の取組の継続だけでなく、とりわけ電力需要量の大きい事業者と連携した地域共生型再エネの導入およびエネルギーマネジメントや地域新電力の育成など後継事業に着手し、産業競争力強化を図る必要があり、「地域脱炭素推進交付金」をはじめとした国の財政支援が不可欠。

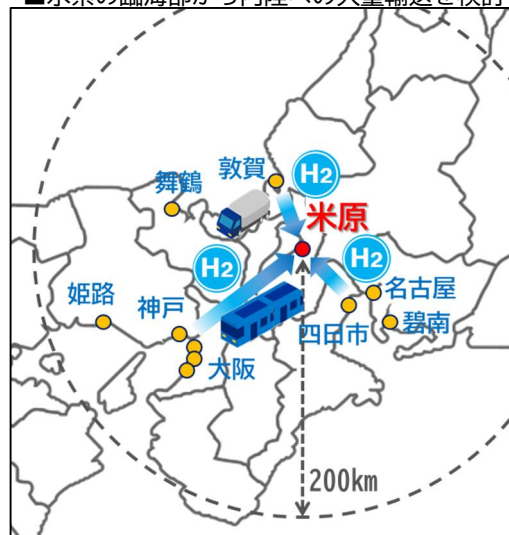
これにあたり、エネルギーマネジメントを通じた太陽光発電の余剰電力の有効活用や水素の製造・利活用による熱の面的な脱炭素化などの取組を具体化し、企業間連携によるエリア一体での事業スキームの構築、資金調達および事業性評価を行い、計画の熟度を向上させながら段階的に進めていくことが必要。

- 「脱炭素先行地域」や「重点対策加速化事業」が令和9年度に終期を迎える。「脱炭素先行地域」については2件、重点対策加速化事業については1件採択済み。
- 「促進区域」を活用した地域の脱炭素化も推進、4市が「促進区域」を設定済み。促進区域設定に係る行政向けインセンティブが不十分であり、継続性に課題。
- 「地域新電力」が複数設立され、地域に根差した取組を開始（P P A事業）。

(2) 水素サプライチェーンの構築に向けた施策推進

- 県内事業所の都市ガス等使用量から水素需要ポテンシャルを20万t/年と試算。
- コンソーシアムには、水素利用に積極的な需要家企業や鉄道企業、エンジニア企業で構成し、オブザーバーに臨海部で輸入水素等の受け入れ計画を有する自治体が参画。
- 令和7年度は、米原エリアに一次受入ハブ形成に向けた実現可能性調査を行い、水素キャリアや調達手段、法規制、コスト感の整理を実施。

■水素の臨海部から内陸への大量輸送を検討



担当：総合企画部 CO₂ ネットゼロ推進課ムーブメント推進係
TEL 077-528-3493



琵琶湖の保全および再生に向けた取組の推進

- ▶ 琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づく関係省庁との連携や御支援の下、琵琶湖の保全および再生を推進し、国民的資産である琵琶湖を次世代に引き継いでいく

【提案・要望先】総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第3期）」等に位置付けられた施策の推進および財政的支援の強化

- 国が定めた「基本方針」に掲げる施策の推進や、本県が策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画(第3期)」(令和8年3月策定)に位置付けられた施策への支援
- 琵琶湖の保全及び再生に関する法律に基づく事業の円滑な実施に向けた必要な財政上の措置および琵琶湖に関する財政需要を反映した地方交付税の算定

(2) 「琵琶湖保全再生推進協議会」等の現地開催

- 法第8条に基づく「琵琶湖保全再生推進協議会」等を本県において毎年度開催し、現地で課題を関係者が共有した上で、琵琶湖保全再生施策を一層推進

2. 提案・要望の理由

(1) 「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第3期）」等に位置付けられた各施策の推進および財政的支援の強化

- 琵琶湖は、近畿 1,450 万人の水源として国民の約 1 割が恩恵を受けているほか、古代湖、ラムサール条約登録湿地、水産業の場、観光資源等といった多面的な価値を有しており、法で規定されているとおり、まさしく「国民的資産」。
- 令和6年(2024年)12月に国際デー「世界湖沼の日」が制定されたことも踏まえ、琵琶湖の保全および再生は、我が国にとどまらず世界における湖沼の保全・再生のモデルとなる取組。
- 法制定後、様々に国の支援をいただいているが、近年、顕在化している気候変動による影響への対応をはじめ、琵琶湖の水源となる森林づくりや生態系・水環境の保全等に係る円滑な事業実施のため、更なる財政的支援が必要。

(2) 「琵琶湖保全再生推進協議会」等の現地開催

- 国や関係府県市で構成する「琵琶湖保全再生推進協議会」等を本県において毎年度開催し、琵琶湖の抱える課題を現場で確認し、関係者が共有した上で、琵琶湖保全再生施策を連携して一層推進していくことが必要。



船上からの現地視察
琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会（令和7年(2025年)9月）

(本県の取組状況と課題)

(1)「琵琶湖保全再生施策に関する計画（第3期）」

目指すべき姿

琵琶湖と人との共生

共感

共存

共有

琵琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環を更に推進

琵琶湖を『守る』取組

水質汚濁の防止対策（第10条）

水源林整備保全、鳥獣害対策（第11条、第14条）

生態系・生物多様性保全、外来生物対策
（第12条、第13条）

水草の除去等（第15条）

水産資源の適切な保存および管理（第16条）

琵琶湖を『活かす』取組

琵琶湖漁業の持続的発展（第16条）

環境に配慮した農業の普及（第17条）

農山村の活性化と林業の成長産業化（第17条）

「シガリズム」「ピワイチ」
「THE シガパーク」の推進（第12条、第18条）

景観の整備および保全（第20条）

琵琶湖を『支える』取組

調査研究（第9条）
（気候変動の知見収集含む）

琵琶湖の発信、環境教育・学習（第21条）

多様な主体による協働（第22条）

重点ポイント

1 気候変動による影響への対応

- ・高水温の影響を回避する水産資源（アユ等）の増殖対策 ・気候変動を踏まえた災害に強い森林づくり
- ・気候変動が琵琶湖の生態系や物質循環に及ぼす影響の研究 ・農業分野での緩和策や適応策の実施

2 良好な水質と豊かな生態系の両立

- ・水産資源の回復にもつながら、漁場環境の保全再生と栄養塩等の健全な循環
- ・良好な水質と豊かな生態系が両立する新たな水質管理の検討

3 ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

- ・侵略的外来魚の駆除 ・鳥獣害対策の一層の推進
- ・水草の順応的対策、侵略的外来水生植物の分散リスク等に応じた対応
- ・生物多様性に係る保護・保全地域の拡大、企業等の取組促進、評価指標の開発等

4 琵琶湖を中心とする自然環境と調和のとれた産業の振興、琵琶湖周辺環境の魅力向上

- ・環境こだわり農業、オーガニック農業の推進 ・主伐・再造林を柱とした林業成長産業化
- ・漁場生産力の回復 ・「THE シガパーク」構想の推進
- ・滋賀ならではの観光「シガリズム」「ピワイチ」の推進

5 好機を生かした取組推進

- ・世界農業遺産（琵琶湖システム）の認定 ・世界湖沼の日（8/27）の制定
- ・JR DESTINATION キャンペーン（令和9年秋）の決定

(2)「琵琶湖保全再生推進協議会」等の開催経過等

- ◇琵琶湖の保全及び再生に関する法律の施行（H27.9.28）
- ◇琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針の策定（H28.4.21）
- ◇琵琶湖保全再生推進協議会（第1回 H28.11、第2回 R2.9）
- ◇琵琶湖保全再生推進協議会幹事会（第1～9回 H29から毎年度開催（9月上中旬））
- ◇琵琶湖保全再生施策に関する計画の策定（第1期 H29.3、第2期 R3.3、第3期 R8.3）

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水政策係 TEL 077-528-3460



琵琶湖の財政需要に対する地方交付税措置

➤ 国民的資産である「琵琶湖」を健全な姿で次世代へ引き継ぐ。

【提案・要望先】 総務省

1. 提案・要望内容

国民的資産である「琵琶湖」に関する財政需要を反映した地方交付税の算定

- 琵琶湖をはじめとする大規模湖沼に係る財政需要に対する地方交付税措置の継続、拡充

2. 提案・要望の理由

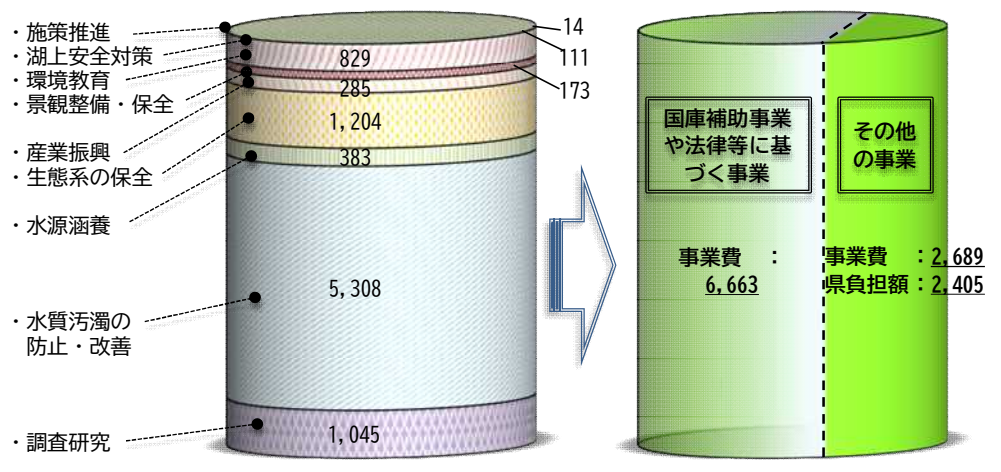
- 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」では、全国における湖沼の保全および再生の先駆けの事例として、琵琶湖の保全および再生を図ることが目的とされている
- 2024年12月には国連において「世界湖沼の日」が制定され、湖沼環境保全の取組の重要性はさらに高まっている
- 本県では、大量繁茂する水草対策や水質監視・水質調査とともに、オオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防除対策や水産資源の確保・増殖対策など、琵琶湖の保全に関する経費として、国庫支出金等を除く県負担額で79億円程度を要しているところ
- また、最近では琵琶湖の北湖における全層循環^{*}の未完了、アユをはじめとした水産資源の不安定化など、気候変動の影響と考えられる異変が観測される事態となっている
※全層循環：冬の水温低下と季節風の影響により、湖水の鉛直方向の混合が進み、表層から底層までの水温や溶存酸素濃度等の水質が一様になる現象。湖底へ酸素が供給されるこの現象は底生生物にとっても重要であり、琵琶湖の深呼吸とも呼ばれる。
- こうした課題等への対応については、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」等に基づき、所管官庁に対しては、制度的な枠組の構築のほか、財政支援制度の創設・拡充について要望・提案してきたところであり、今後も支援の拡大に向けた取組を強力に推進するもの
- 「琵琶湖」を抱える本県の実情をご理解いただき、長期的な視野に立って、琵琶湖をはじめとする大規模湖沼に係る財政需要について、地方交付税の算定方法の見直し（拡充）に関する協議の継続をお願いするとともに、当面の対応として、琵琶湖特有の諸課題に係る特段の財政需要に関しては、特別交付税による配慮を引き続きお願いする

(本県の取組状況と課題)

(1) 琵琶湖に関連する経費

Mother Lake ◆琵琶湖に関する経費→ **年間 94億円程度**
(国庫等を除く県負担額 **79億円程度**)

令和8年度琵琶湖に関連する経費(事業費ベース) 事業費：9,352百万円 (県負担額：7,920百万円) (単位：百万円)



(2) 地方交付税措置の継続・拡充

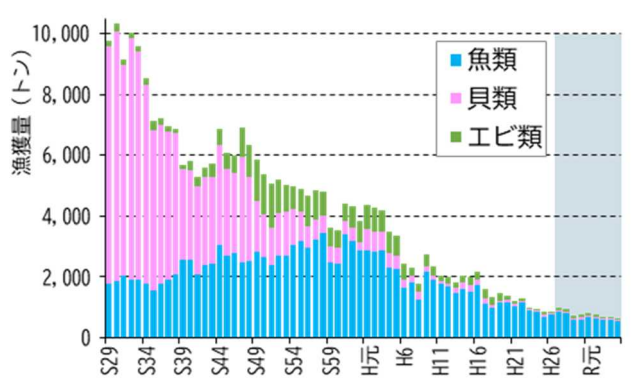
本県として、琵琶湖保全再生法等に基づき、所管官庁に対しては、制度的な枠組の構築や財政支援制度の創設・拡充に係る要望・提案等を継続するとともに、閉鎖性水域である湖沼は、特段の水質保全対策が必要であるため、水質汚濁防止や生物多様性の保全・水産資源保護といった琵琶湖特有の諸課題や環境保全に係る特定の経費については、一定配慮いただいているが、今後も地方交付税措置の継続、拡充を検討願いたい。

- 大量繁茂する水草対策や侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等の防除対策など、琵琶湖の特有の財政需要
- 水質汚濁防止対策や水産資源の保護・回復に係る事業、琵琶湖の状況調査など、琵琶湖の保全に関する経費 等

[オオバナミズキンバイの除去作業]



[琵琶湖漁業の漁獲量 (外来魚を除く)]



担当：総務部 財政課 財政企画係 TEL 077-528-3182

「世界湖沼の日」の趣旨を踏まえた湖沼保全の推進

➤ 国連の国際デー「世界湖沼の日：8月27日」の趣旨を踏まえ、我が国や世界において、湖沼や関連する生態系を持続可能な形で保全・再生する取組を加速化。

【提案・要望先】国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

「世界湖沼の日」の制定を契機とした湖沼環境保全の更なる推進

- 国際的な湖沼の重要性の発信や連携強化、国内における「世界湖沼の日」に関する取組の推進等

2. 提案・要望の理由

- 「世界湖沼の日（8月27日）」は、世界各地における水問題や湖沼環境の悪化等を背景として、持続可能な湖沼管理に向け、世界の人々の意識を啓発し、行動につなげていくため、令和6年（2024年）12月に、国連において制定。
- この日は、昭和59年（1984年）に本県で開催された第1回世界湖沼会議の開会日に由来。
- 「世界湖沼の日」の制定は、国内外で湖沼環境保全の更なる機運を醸成し、様々な国や地域、国内における多様な主体の取組推進や連携強化を図っていく好機。
- 関係省庁におかれても、「世界湖沼の日」の趣旨を踏まえ、湖沼問題の主流化の推進、国際会議における湖沼の重要性の発信など、関係国際機関や国家間における連携を一層進めることが必要。
- 国内においても、国主体による「世界湖沼の日」に関する取組の推進や国のリーダーシップの下で自治体の「世界湖沼の日」の取組や連携の促進が必要。

制定後初めて迎えた令和7年（2025年）の「世界湖沼の日」

・本県の呼びかけにより、湖沼保全の重要性を訴える 47都道府県連携による共同メッセージを発信。

・国土交通省と環境省の大臣政務官に御出席いただき、若者世代、企業・保全団体・行政関係者といった多様な主体が一堂に集い、制定記念フォーラムを開催。



共同メッセージのチラシ



制定記念フォーラム

(本県等の取組状況と課題)

(1) これまでの取組状況

本県で脈々と受け継がれてきた琵琶湖とともに生きる暮らしは、持続可能な社会の実現に向けたローカルSDGsモデル。このレガシーを踏まえ、これまで本県は湖沼問題を世界の水議論の主要課題として位置付けるため、世界湖沼会議等の国際会議に積極的に参加し、湖沼の重要性を世界に発信するなど主導的な役割を果たしてきた。

1980年7月 「琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」施行(7月1日)

1984年8月 第1回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催(※)(8月27日、主催:滋賀県等)

1986年2月 国際湖沼環境委員会(ILEC)設立(草津市)

1993年6月 琵琶湖がラムサール条約湿地に登録

1995年4月 UNEP 国際環境技術センター開設(草津市)

2001年11月 第9回世界湖沼会議(琵琶湖・大津)開催

2003年3月 第3回世界水フォーラム(琵琶湖淀川流域)開催

2015年9月 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」施行

(※)以後、現在に至るまで全ての世界湖沼会議に参加。



第1回世界湖沼会議 開会日
(昭和59年(1984年)8月27日)

(2) 「世界湖沼の日」制定の経過

2022年3月 国連環境会議(UNEA5.2)

2023年3月 国連水会議2023(UN 2023 Water Conference)

11月 第19回世界湖沼会議(ハンガリー)

2024年5月 第10回世界水フォーラム(インドネシア)

12月 第79回国連総会 本会合

インドネシア・日本を含む74カ国の共同提案により、「世界湖沼の日」決議案が採択。

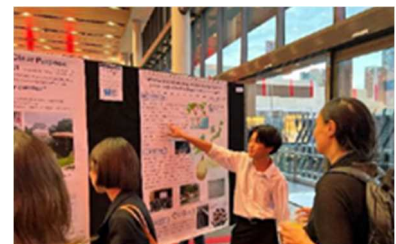


第79回国連総会 本会合
(令和6年(2024年)12月)

(3) 本県における「世界湖沼の日」関連事業

①令和7年度(2025年度)

- ・琵琶湖の保全に係る歴史の整理(アーカイブ化等)
- ・情報発信、交流促進(自治体連携の共同発信、関係者との共創、制定記念フォーラムの開催等)
- ・次世代育成、国際交流(世界湖沼会議への参加・高校生派遣、大阪・関西万博での発信)



②令和8年度(2026年度)

- ・情報発信、交流促進(自治体連携による共同発信、関係者との共創等)
- ・次世代育成、国際交流(国際湖沼環境委員会(ILEC)と連携したイベント開催、世界水フォーラムへの参加等)



第20回世界湖沼会議(豪州)
における本県派遣高校生の発表
(令和7年(2025年)7月)

担当：琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課水政策係 TEL 077-528-3460

気候変動にも対応する湖沼水質管理の推進

- 気候変動の影響を正確に把握し、適応策の検討・実施につなげる
- 良好な水質と豊かな生態系を両立する琵琶湖を実現する
- こうした取組や国立環境研究所琵琶湖分室との連携を通じて湖沼管理をリードする

【提案・要望先】国土交通省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 気候変動の影響把握に向けた水質調査等への協力・支援

- 関西の水資源を支える豊かで安全な琵琶湖の保全再生と、琵琶湖・淀川流域での気候変動適応策の検討・実施に必要な水質調査等への継続的な協力、支援

(2) 底層溶存酸素量の達成率等の検討に係る連携

- 底層溶存酸素量（底層 D0）の達成率等の検討に係る連携

(3) 新たな湖沼水質管理手法の検討への支援等

- 良好な水質と豊かな生態系を両立する新たな水質管理手法の検討への継続的な支援
- 国立環境研究所琵琶湖分室による調査研究のさらなる実施と本県との継続的な連携

2. 提案・要望の理由

(1) 気候変動の影響把握に向けた水質調査等への協力・支援

- 本県と近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、水資源機構琵琶湖開発総合管理所の3隻の船が連携して水質調査を実施。豊かで安全な琵琶湖の保全再生や、琵琶湖・淀川流域での気候変動の影響を迅速に把握するには、水質調査等を継続して行うことが重要。

(2) 底層溶存酸素量の達成率等の検討に係る連携

- 国が設置した「琵琶湖における底層溶存酸素量類型指定等検討会」に本県も参画しているが、琵琶湖における近年の底層溶存酸素量の状況および底生生物の生息状況を踏まえて議論を深めていくことが重要。

(3) 新たな湖沼水質管理手法の検討への支援等

- 水環境の保全と生物多様性の保全を同時に推進するには、生態系に配慮した新たな水質管理手法を検討し、既存の水質環境基準と併せて運用することが重要であり、令和9年度以降も手法の具体化に向けて継続した支援が必要。
- 新たな水質管理手法の検討や気候変動の影響の把握と評価を進めるには、最新の知見と技術を有する国立環境研究所琵琶湖分室との連携が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 気候変動の影響把握に向けた水質調査等への協力・支援

- 琵琶湖は広大なため調査地点数は計 51 点で実施し、得られた観測データを解析。
- 琵琶湖では年々水温が上昇するなど気候変動の影響が確実に現れている。このような変化を継続的に把握し、適応策の検討・実施につなげることが必要。

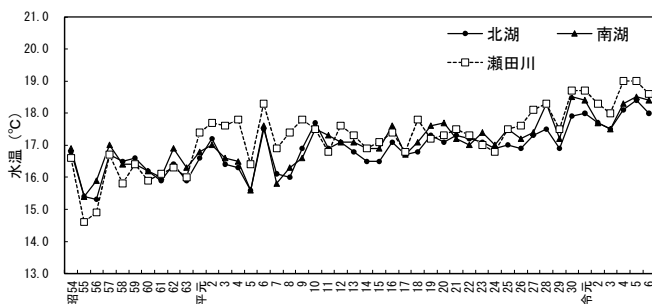


図1 琵琶湖の水温の変化

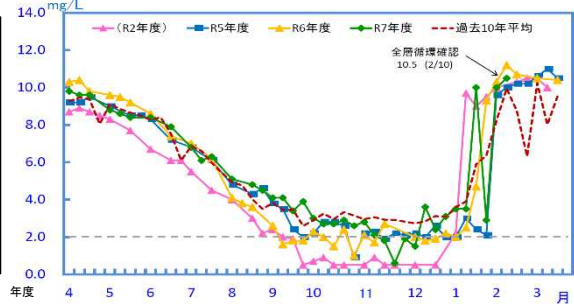


図2 今津沖中央における底層 DO の変化

(2) 底層溶存酸素量の達成率等の検討に係る連携

- 令和4年度に底層DO環境基準に係る環境基準点を設定。令和5年度から調査を開始。この調査結果や本県が独自に行っている底層DOの調査結果も国に提供し、達成率等の検討に協力。

(3) 新たな湖沼水質管理手法の検討への支援等

- 琵琶湖では水質は改善する一方で、生態系の課題が顕在化。この課題に対応するには、既存の水質環境基準に加え、生態系に配慮した新たな水質管理手法が必要と考え、関連する調査研究を実施。

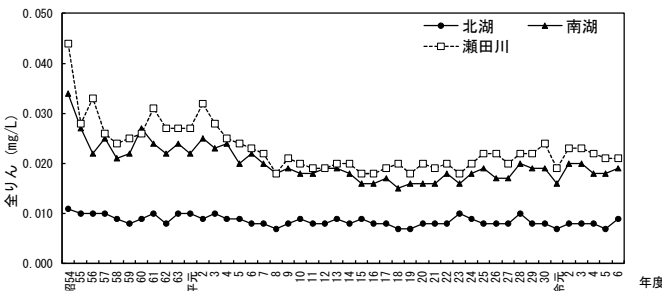


図3 琵琶湖の水質(りん)

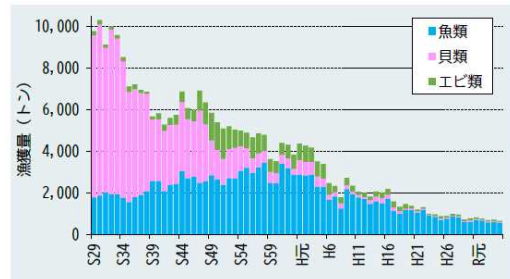
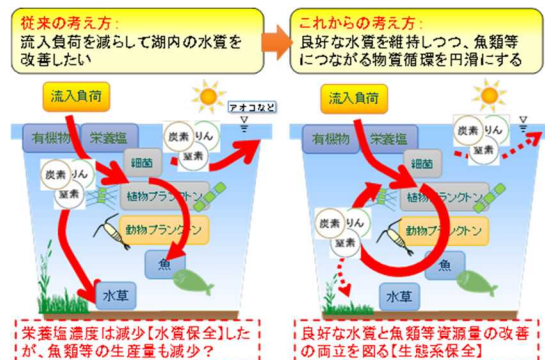


図4 琵琶湖漁業漁獲量

- 本県の生態系に配慮した新たな水質管理手法に関する調査研究の成果を踏まえ、令和4年度から琵琶湖保全再生等推進費事業で国とともに新たな水質管理手法に関する検討を開始。国立環境研究所琵琶湖分室も参画。
- 琵琶湖ではアユの減少が大きな課題。国立環境研究所琵琶湖分室長も研究推進顧問として参画する庁内連携組織「琵琶湖環境研究推進機構」にて、琵琶湖の豊かな生態系の回復を目指した研究を令和8年度から実施。



担当：琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課
水質・生態系係
TEL：077-528-3463

最終処分場における安全・安心に向けた制度強化

- 安定型最終処分場に対する基準強化や技術的支援、事業開始後に明らかになった有害物質への対策費支援による最終処分場の安全・安心の向上

【提案・要望先】環境省

1. 提案・要望内容

(1)安定型最終処分場の基準強化等の実施

- 設置許可時に浸透水等汚染に対する具体的対応計画の策定の義務化
- 受入廃棄物からの有害物質溶出有無の事前確認の義務化
- 展開検査の高度化に関する技術開発、科学的知見の提供

(2)新規有害物質に対する既存処分場での対策費用の国補助制度の創設

- 事業開始後に明らかになった有害物質による水質汚染等への対策費用に対する国の補助制度の創設

2. 提案・要望の理由

(1)安定型最終処分場の基準強化等の実施

- 安定型最終処分場は、浸透水等に汚染が確認されたら速やかに対策を行うことが規定されているが、設置許可時に汚染水浄化のための施設設置場所や汲み上げ井戸掘削場所の確保が求められておらず、対策実施の十分な担保が無い。
- また安定型産業廃棄物以外の異物が搬入されない前提だが、有害物質の付着による混入を目視での展開検査で防止することは困難であり、対策として事前に受け入れる廃棄物の溶出検査で問題が無いことを確認する必要がある。
- 確実に搬入防止するためには、展開検査技術の高度化や科学的知見の追加が必要。

(2)新規有害物質に対する既存処分場での対策費用の国補助制度の創設

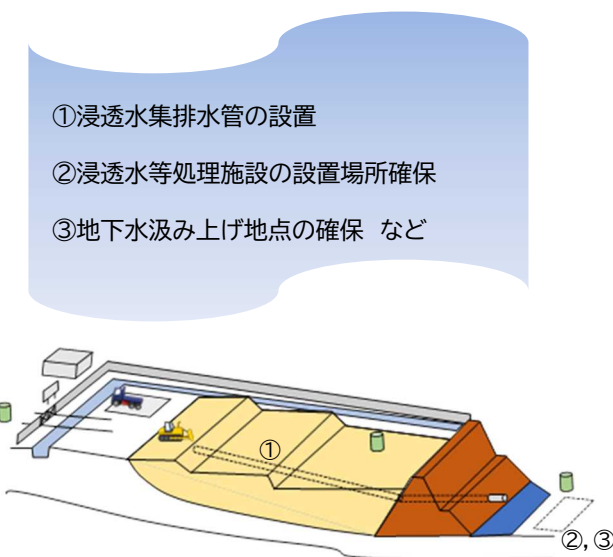
- 最終処分場には埋立終了後の維持管理を適正に行うための積立金が制度化されているが、稼働中や埋立終了後に新規に設定された有害物質の汚染対策費用は含まれておらず、既に埋め立てた廃棄物の排出事業者に遡り負担を求めることも困難。
- 高濃度の水質汚染が判明し、緊急の対策が必要になることが想定され、対策費用に関する課題の解決が重要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 安定型最終処分場の基準強化等の実施

- ・ 令和6年に開始した安定型最終処分場新設に係る環境影響評価条例手続にて、浸透水による地下水への影響の不安や心配の声が住民意見として多数寄せられた。
- ・ 県は法に定めのない浸透水等汚染に対する具体的対応計画の策定や展開検査技術の高度化の検討、排出事業者の協力による搬入物への異物混入予防を環境影響評価手続での知事意見を活用し、事業者に指導中。

<浸透水等汚染に対する具体的対応計画>



<展開検査技術の高度化のイメージ (AI活用事例)>

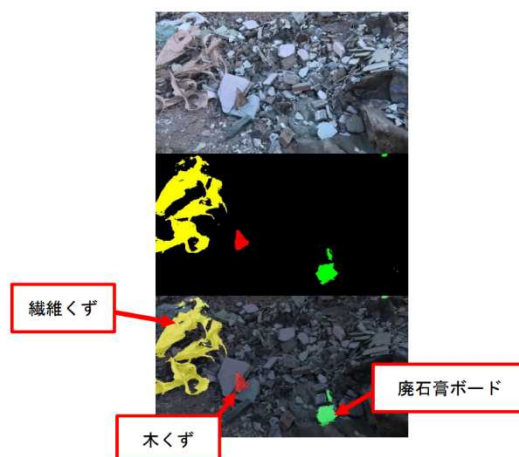


図 3.36. AI 検知結果 (複数対象物の検知)
(上段: 撮影画像、中段: 検知結果、下段: 重畳結果)

【出典】<令和5年度廃棄物処理施設等の管理に係るデジタル技術の実現可能性に関する調査等業務 (環境省)>

(2) 新規有害物質に対する既存処分場での対策費用の国補助制度の創設

- ・ 最終処分場近辺の公共用水域でのPFOS、PFOAの検出事例が国内で確認されており、県内でも住民不安が高まっている。
- ・ 法規制対象でないPFOS、PFOAによる既存処分場の水質汚染が生じた際、県は状況に応じて事業者に対策を求めることが想定されるが、事業者は計画外の対策費用を急遽捻出することは困難である。

【現行の最終処分場 (埋立終了後の) 維持管理積立金に含まれる費目】

- ①埋立終了時に要する費用
 - ・ 最終覆土費用、法面保護工費用、雨水排水設備費用、ガス抜き設備費用 等
- ②埋め立て終了後から廃止までの期間中に要する費用
 - ・ 施設/機器の点検費用、浸出液処理設備運転管理費用、水質検査等モニタリング費用 等
- ③廃止時に要する費用

担当：琵琶湖環境部 循環社会推進課 廃棄物対策室 廃棄物指導係 TEL 077-528-3473

産廃特措法事業完了後の財政支援継続

- 廃棄物の不適正処理事案への対策工事後の生活環境保全上の支障等の再発防止に取り組み、地域の安全・安心な環境づくりを行う。

【提案・要望先】環境省、総務省、財務省

1. 提案・要望内容

産廃特措法失効後の新たな財政支援制度に基づく支援の継続

- 現行の補助制度終了後も引き続き実施が必要なモニタリング、水処理、構造物の維持管理等、に対する財政支援の制度の継続

2. 提案・要望の理由

(1) 取組の必要性

- 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場（以下「旧処分場」と言う。）に係る生活環境保全上の支障等の除去については、産廃特措法失効後も特定支障除去等維持事業により国の財政支援を受けながら水処理およびモニタリング等を実施中。
- 本事業は廃棄物処理法に基づく行政代執行として経済的・技術的に最も合理的な手段を取る必要があったことから、廃棄物を旧処分場内に残置し、部分的に管理型処分場の構造と維持管理（遮水構造物・集水した浸透水の揚水処理）を取り入れる工法を取った。
- 今後も硫化水素の発生をはじめとする生活環境保全上の支障等が再発しないよう、場内浸透水の処理、モニタリングおよび構造物の維持管理等に継続的に取り組んでいく必要がある。
- この取組は、少なくとも旧処分場が安定化するまでの間は継続する必要がある。

(2) 財政支援の必要性

- 民間の最終処分場においては、埋立終了後の維持管理に要する費用も見込んで処分費用を設定しているところ、本事業は行政代執行として実施し、中長期的な維持管理に要する費用の確保が課題である。
- (1) の取組には毎年1億円程度の費用を要する見込みで、県の財政負担が大。
- 令和5年度から始まった現行の財政支援は最長で5年を期限としており、継続的な取組を行うためには、現行と同等以上の財政支援が必要。
- 産廃特措法事業ではその多くで廃棄物を残置する工法を採用している。

(本県の取組状況と今後の予定)

【これまでの取組状況】

- 令和4年度末に特定支障除去等事業を完了
- 周辺住民の安全・安心の確保に向け、モニタリングや水処理、構造物の維持管理等を継続。



現在の旧処分場の様子

【今後の取組予定】

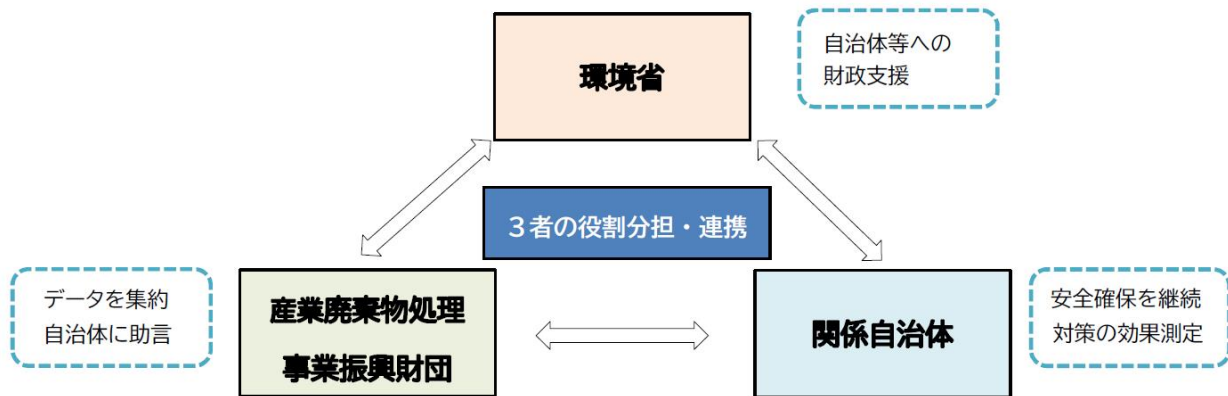
事案地の遮水等を行ったうえで廃棄物を一部残置しているため、新たな生活環境保全上の支障等が発生していないかモニタリングで確認するとともに、少なくとも旧処分場の安定化までは浸透水の揚水処理および構造物の維持管理等の継続が必要。

<県が実施する取組> (◎：現在の財政支援対象)

- ・場内浸透水の揚水浄化◎
- ・旧処分場内外のモニタリング◎
- ・構造物の維持管理
- ・旧処分場の安定化に向けたプロセスの評価

	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10～
経費(億円)	1.07	1.03	0.94	0.99	未定	未定
上段：予算 (下段：実績)	(0.80)	(0.77)	(未定)	(未定)		
財政支援割合	58.4%					0% (予定)

【最終解決に向けた国と自治体等との役割(責任)分担のイメージ】



【関係する法令等の内容】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。(第4条第3項)
- 産廃特措法延長時の衆議院附帯決議(平成24年8月7日 衆議院環境委員会・抜粋)
全量撤去方式以外の支障の除去等を実施するに当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有する可能性があることに鑑み、同事業の完了後に新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること。

担当：琵琶湖環境部最終処分場特別対策室
TEL 077-528-3670

リチウムイオン蓄電池等の適正処理の推進

- リチウムイオン蓄電池等の適正処理の推進により資源循環を一層進め、循環型社会への転換を加速させる

【提案・要望先】 経済産業省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 火災事故発生に対する支援

- 火災事故発生後の民間事業者の施設や回収車等に係る損害に対する支援制度創設

(2) 適正処理方針の早期策定

- 膨張・変形したりチウムイオン蓄電池の適正処理方針の早期策定

(3) 自主回収・再資源化に係る拡大生産者責任の強化

- 指定再資源化製品および指定再資源化製品を部品として使用する製品の対象拡大
- 全ての製造業者において自主回収・再資源化が徹底される制度見直し
- 製品設計段階での環境配慮に向けた制度見直し

2. 提案・要望の理由

(1) 火災事故発生に対する支援

- 民間事業者がリチウムイオン蓄電池等の回収・保管・処理といった廃棄物処理を行う過程で火災が発生するなど全国的に問題化。火災により事業活動が停止するなど火災事故の復旧に係る事業者の負担が大きい。

(2) 適正処理方針の早期策定

- 膨張・変形したりチウムイオン蓄電池は市町村が対応しているが、安全性を踏まえた回収・保管・処理において、取扱いに苦慮。先進的な事例の周知にとどまらず、適正処理の方針の早期策定が必要。

(3) 自主回収・再資源化に係る拡大生産者責任の強化

- 指定再資源化製品の対象外の製品は、市町村が回収しているため、対象製品を拡大して製造業者の責任を明確化することで、市町村の負担を軽減する必要がある。
- (一社) J B R Cの加盟業者の製品以外は、自主回収・再資源化が十分に行われておらず、全ての製造業者に自主回収・再資源化を徹底させるよう制度を見直す必要がある。
- 一体型製品は分別排出しにくいものが多いため、製造業者に対して、製品設計段階での環境配慮が行われるよう制度を見直す必要がある。

(本県の取組状況と課題)

(1) 火災事故発生に対する支援

○滋賀県内のリチウムイオン蓄電池が原因の火災件数（うち、ごみ処理施設、回収車）

令和4年 14件（うち、処理施設 1件、回収車 2件）

令和5年 12件（うち、処理施設 1件、回収車 5件）

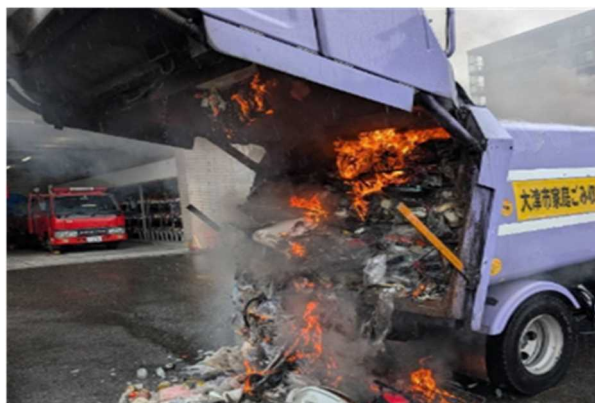
令和6年 14件（うち、処理施設 1件、回収車 2件）

令和7年上半期 13件（うち、処理施設 2件、回収車 2件）

○県、市町等で構成する滋賀県廃棄物適正管理協議会において、住民への周知方法や、一連の処理工程でのリチウムイオン蓄電池の火災対策に関する好事例を共有するなど、市町の火災防止対策を支援。

○火災予防運動等の機会を捉え、リチウムイオン蓄電池の適切な取扱い等の啓発実施。

○デジタル媒体を活用した周知啓発を実施予定。



大津市の回収車におけるリチウムイオン蓄電池混入による火災事故（令和7年6月）



守山市のリチウムイオン蓄電池の回収啓発チラシ

(2) 適正処理方針の早期策定

○回収・保管・処理の工程ごとにどのような対策を講じたらよいのか分かりにくいといった意見が市町等から出ていることから、膨張・変形した製品に関する事例があれば、そこも含めた県独自の対策事例集を作成する予定。

(3) 自主回収・再資源化に係る拡大生産者責任の強化

○本県だけでなく、全国的に廃棄物処理を行う過程での火災原因として、リチウムイオン蓄電池に起因するものが増加傾向にあることから、全国知事会等を通じて国に働きかけを実施。

担当：琵琶湖環境部 循環社会推進課 管理調整係 TEL 077-528-3470

林業公社問題の解決に向けた支援

- 事業スキームが破綻状態に陥っている林業公社の行う分収造林事業の抜本的解決を図るとともに、琵琶湖保全上、重要な位置づけの公社林の公益的機能を持続的に発揮させる。

1. 提案・要望内容

【提案・要望先】総務省・農林水産省

(1) 林業公社問題を解決しようとする自治体への財政支援

- 林業公社問題を主体的に解決する自治体に対し、解決に向けた財政負担を特別交付税措置の対象とすること
- 林業公社問題解決後も継続的に必要となる公社林整備への支援を講じること

(2) 公社林整備に対する琵琶湖保全再生法に基づく特別の財政支援

- 公社林の公的管理に対し、琵琶湖保全再生法に基づく特別な支援

2. 提案・要望の理由

(1) 林業公社問題を解決しようとする自治体への財政支援

- ・公社林は、国の拡大造林政策および技術的助言に従い、山間僻地等の条件不利地域を対象に自治体が設置した林業公社で造成された森林であり、その経過から、不採算であっても経営管理を放棄することができず、自治体の大きな負担となっている。
- ・さらに、現在の社会経済情勢では、林業公社の行う分収造林事業によって過去の造林費用を回収するスキームは破綻状態に陥っている。そのため、事業収束に向け、大きな痛みを伴いながらも主体的に林業公社問題を解決しようとする自治体に対し、債権放棄額（滋賀県残債務 182 億円）を特別交付税措置の対象とすることや、将来にわたり必要となる公社林の針広混交林化に向けた整備財源の確保のための制度支援や財政支援が必要。

(2) 公社林整備に対する琵琶湖保全再生法に基づく特別の財政支援

- ・滋賀県の公社林は、琵琶湖の水源涵養を高める目的で造林された森林であり、琵琶湖を取り巻く森林面積の1割を占め、水源林としての重要性が高い。
- ・そのため、主伐・再造林等による森林吸収源確保や、生物多様性の保全に向けた多面的機能の発揮など、琵琶湖の保全・再生に資する多様で健全な森林の整備を行うことで、公益的機能を持続的に発揮させていく必要がある。
- ・林業公社問題解決後も県による公的管理が必要と考えていることから、琵琶湖保全再生法に基づく特別な支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 分収造林事業の収束に向けた取組と費用負担

○ 事業収束に向けたスケジュール

- ・ 公社問題の解決に対する県民負担を考慮すれば、できるだけ早期に事業収束の必要あり。
- ・ 最初の5年間で採算林に係る契約および木材生産活動を収束。
- ・ 同時並行で不採算林契約の解除交渉も進め、全体10年以内に事業収束の完了を目指す。

○ 公社林整備に係る費用負担

- ・ 針広混交林化を行うため、今後約35億5千万円の費用が必要。

公社林のうち不採算林(11,800ha)に、強度間伐(30年に1回)による環境林整備+定期的なモニタリング調査により針広混交林化を目指す場合

$11,800\text{ha} \times 300,000 \text{円/ha}$ (環境林整備単価) = 約35億5,000万円

(2) 公社林の持つ環境価値

公社林の公益的(多面的)機能(合計)

※契約累計面積: 24,932ha

日本学術会議答申に基づく貨幣評価	※1	697億3900万円/年
貨幣評価(年換算調整後)		252億7300万円/年
定量評価(水資源貯留量・・・森林への降水浸透量)		1億8500万m³/年
<参考> 琵琶湖流域の水循環(山林由来の1割)	※2	≒ 2億1000万t/年
<比較> 滋賀県の水道のR2年間給水量	※3	1億8621万m ³ /年

※1 森林の多面的機能の評価について (日本学術会議答申 H13.11.1)

※2 琵琶湖ハンドブック四訂版 P140-141 琵琶湖流域の水循環 (滋賀県琵琶湖環境部環境政策課)

※3 滋賀の水道(令和2年度) (滋賀県健康医療福祉部生活衛生課)

- ・ 本来、公社林は分収造林契約解除に伴い民有林となるが、造林に対する道義的責任によって、実態として、契約解除をしても自治体の経営管理責任を放棄することができない。そのため、将来にわたり公社林を整備していく必要が生じるが、安定的な財源確保に苦慮している。
- ・ 例えば、県に譲与されている森林環境譲与税は、市町支援にしか活用できない制度となっているが、県に経営管理責任が及ぶ公社林整備に活用できるよう制度変更を行うとともに、県に重点配分を行うなど、制度支援、財政支援の両面から国の支援を求めるもの。

担当: 琵琶湖環境部森林政策課林政企画係

TEL: 077-528-3914

琵琶湖の保全・再生とCO₂ネットゼロに向けた 森林づくりの推進

- 本県の森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させることにより、琵琶湖保全再生法に基づく琵琶湖の水源涵養、淀川水系の流域治水、国土保全や地球温暖化防止を図る

【要望先】財務省、農林水産省

1. 提案・要望内容

(1)森林整備事業に対する財政支援

- 琵琶湖の保全・再生と淀川水系流域治水に向けた健全な森林の育成等のため、主伐・再造林や間伐の推進などの森林整備に対する継続的な財政支援
- 花粉発生源対策として、スギ人工林に加えヒノキ人工林の伐採・植替え等の加速化
- 林道のインフラ老朽化対策の着実な実行のため、林道整備事業における補助要件の緩和

(2)治山事業に対する財政支援

- 山地災害復旧、流域治水、国土強靱化を推進するため安定的な財政支援
- 過年度に開設された保安林管理道のインフラ施設について、機能強化・老朽化対策制度の充実

2. 提案・要望の理由

(1)森林整備事業に対する財政支援

- 主伐・再造林等による森林吸収源確保、また花粉発生源対策として少花粉品種への植え替えや、生物多様性の保全に向けた多面的機能の発揮など、琵琶湖の保全・再生に資する多様で健全な森林の整備が必要。
- 花粉発生源対策として、スギ人工林伐採重点区域における伐採や植替え等が推進されているが、本県の人工林は約4割をヒノキが占め、スギ・ヒノキが混在しており、スギ人工林のみが対象では効率的な施業ができず植替え等が進まなくなるものと考えられる。よって、花粉発生源対策を推進するために、ヒノキ人工林を対象に含めスギ人工林と一体的に取り組むことが必要。
- 林道のインフラ施設については個別施設計画に基づく点検診断・保全整備を行っているが、老朽化等により本格的な対策が必要な施設が増加していることから、林道整備事業（山村強靱化林道整備）において、支線・分線における事業採択等、補助要件の緩和が必要。

(2)治山事業に対する財政支援

- 気候変動の影響により大雨の発生頻度がさらに増加することが懸念されるなか、災害復旧工事の早期完了や、防災・減災、国土強靱化のために治山事業への安定的な財政支援が必要。
- 本県における保安林管理道は開設から相当年が経過しており、橋梁等インフラ施設の機能強化・老朽化対策が必要であり、林道施設と同様の制度の充実が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 森林整備事業に対する財政支援(取組状況)

○本県の取組

・多様な森林整備



再造林



環境林整備



コンテナ苗



スギ特定母樹採種園

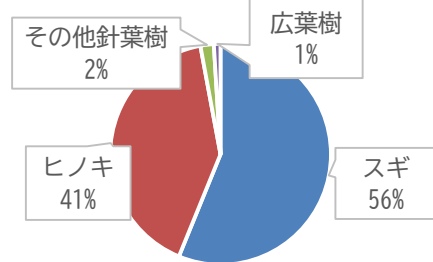
・花粉の少ない苗木生産

○人工林資源の状況

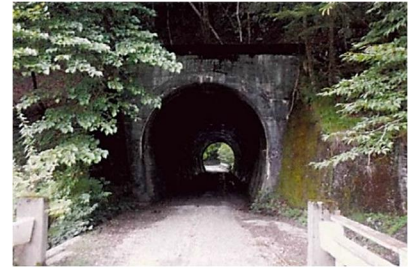
本県の民有林人工林は、全体の5割超をスギ、4割をヒノキが占めており、ひとつの林分の中でも条件に応じてスギとヒノキが混植されている。

効率的に主伐・再造林を進めるためには、スギとヒノキを一体的に施業することが必要。

人工林樹種別面積



○林道インフラ施設の状況



令和8年度～令和12年度における林道橋等補修等要望

要望市町数	対象路線数	要望施設数	備考
9	10	207	点検診断含む(178)

(2) 治山事業に対する財政支援(取組状況)

○保安林管理道の状況



県内保安林管理道

路線数	延長	インフラ施設数
14	14, 117m	11

担当：琵琶湖環境部 森林政策課 TEL 077-528-3914
 森林保全課 TEL 077-528-3930

林業成長産業化推進への支援強化

- 琵琶湖の水源林の持つ多面的機能の持続的発揮のため、森林の適切な管理を図りながら、林業・木材産業の成長産業化に取り組むことにより、CO₂ネットゼロ社会づくりに貢献するグリーン成長を実現する

【提案・要望先】農林水産省

1. 提案・要望内容

(1) 木材の利用拡大に向けた木造建築物や木育等への支援

- 都市（まち）の木造化推進法にも明示された脱炭素社会の実現に資するため、公共および民間建築物の木造化・木質化の促進に必要な予算の確保
- 森林資源の循環利用につながる「木育」の取組に対する必要な支援

(2) 効率的な木材生産に向けた財政支援の充実

- 林業事業者等による林業機械や製材機の導入、基盤整備等への支援に必要な予算の確保
- 中小製材工場の JAS 認定の取得や維持に要する経費に向けた支援制度の創設

(3) 人材確保にかかる支援の充実

- 林業従事者の確保・育成のため、緑の青年就業準備給付金の対象拡大（研修期間および年齢に係る要件の緩和）

2. 提案・要望の理由

(1) 木材の利用拡大に向けた木造建築物や木育等への支援

- ・ 本県において、森林資源の循環利用を進め、適正な森林整備を促すことは、国民的資産である琵琶湖の水源林を健全に引き継ぐことにつながる。
- ・ 令和5年3月に「滋賀県産材の利用の促進に関する条例」を制定し、さらなる県産材の需要創出を進めるため、今後、需要拡大が見込める民間を含めた非住宅分野の木造化促進への支援が必要。
- ・ あらゆる世代が木とふれあい、暮らしと森とのつながりを理解し、豊かな心を育む「しが木育」の取組を拡大するイベント開催や人材育成への支援や、地域間の情報交換のための国によるプラットフォーム整備など幅広い支援が重要。

(2) 効率的な木材生産に向けた財政支援の充実

- ・ 需要の拡大に対応するため、素材生産量を拡大させ、安定的なものとするためには、林業機械や製材機の導入、基盤整備により作業を効率化させることが不可欠。
- ・ 小規模な製材工場は、JAS 認定の手数料や維持費が負担となることから、その軽減に向けた支援が必要。

(3) 人材確保にかかる支援の充実

- ・ 滋賀県では新卒者に比べ転職による林業への就業希望が多いため、滋賀もりづくりアカデミーでは早期に就業できるよう研修期間を半年とし、研修生の年齢要件を50歳未満としている。当アカデミーは本県の林業の人材確保のための重要な育成機関であり、研修生に対する研修期間中の給付金の給付による支援が必要。

(本県の取組状況と課題)

(1) 木材の利用拡大に向けた木造建築物や木育等への支援

- ・ 中長期において住宅需要の減少が予測されるなか、需要創出として、非住宅分野における木材利用の促進と木育の取組を実施。
- ・ 非住宅分野の人材育成として、木造建築セミナーにより人材を育成(R3～)。
- ・ 建築物木材利用促進協定の締結 (R7 末時点 8 件) により情報発信や木材利用の促進



能登川高校ボクシング場



協定成果(店舗 LAGO 大津)

- ・ 平成 28 年度のウッドスタート宣言後、様々な木育の取組を実施。
- ・ 令和 5 年 3 月に県木育指針を策定。毎年、木育イベントを開催。令和 7 年 8 月には、県の木育施設「しがモック」を整備。今後、県全体に木育の取組を広げていく。



木育施設しがモック



ハーベスタシミュレーター操作研修

(2) 効率的な木材生産に向けた財政支援の充実

高性能林業機械や ICT など最新技術を活用した効率的で収益性の高いスマート林業を実践できる人材を育成することにより、県内全域で主伐・再造林による循環型林業を推進しているところ。

(3) 人材確保にかかる支援の充実

- ・ 林業従事者数は長期に渡り減少している一方で、60 歳未満の就業者の割合は増加傾向。今後も就業者の確保・育成が必要。
- ・ 滋賀もりづくりアカデミーの新規就業者コースでは半年という短期間ではあるが、現地実習等を多く取り入れながら、即戦力となる人材を養成している。また、既就業者、市町職員の各コースにより人材を育成し林業従事者の確保に寄与。
- ・ 本県では、新たに労働者を雇い入れてアカデミーを活用した人材育成を行う林業事業者に対する補助制度を令和 8 年度から創設。

担当：琵琶湖環境部びわ湖材流通推進課 TEL：077-528-3915

野生鳥獣対策への支援の充実

- 野生鳥獣の適正な保護・管理により、農林水産業被害および生活環境被害の低減を図るとともに、人と野生鳥獣との共生を目指す。

【提案・要望先】農林水産省、環境省

1. 提案・要望内容

(1) 指定管理鳥獣対策事業交付金による支援の充実

- クマ類対策に必要な予算を確保し、地域の実情に応じた人材育成等の支援。
- 伊吹山山頂の高標高域のような捕獲困難地でのニホンジカ対策に係る支援の充実。

(2) 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援の充実

- ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等の有害鳥獣への対策について、十分な予算の確保、支援の充実。
- 被害防止計画に基づくカワウ対策への財政的支援の充実。

(3) 国主導によるカワウ対策の広域展開

- 効果的な捕獲、追い払い等の対策事業を国が主導し、広域での展開。
- 住宅隣接地における銃器捕獲のための補助制度の創設。

2. 提案・要望の理由

(1) 指定管理鳥獣対策事業交付金による支援の充実

- ツキノワグマの市街地での出没・被害への対応が迫られる中、緊急銃猟制度の適切な運用のための財政支援の継続と専門人材の育成のための支援が必要。
- イノシシの市街地での出没を防ぐための防除に対する支援の拡充。
- 伊吹山等の高標高域に滞留するニホンジカの調査や効果的な捕獲手法の実証等の効果を最大化するため、地域の実情に応じた対策が可能な間接補助制度の創設。

(2) 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援の充実

- 交付金の内示額が要望を下回る状況（推進事業のR7内示の割合：7割）が継続。被害防除を適切に実施するためには、安定した予算の確保と支援の充実が必要。
- 被害防止計画によるカワウ対策が促進されるよう単価引き上げ等の拡充が必要。

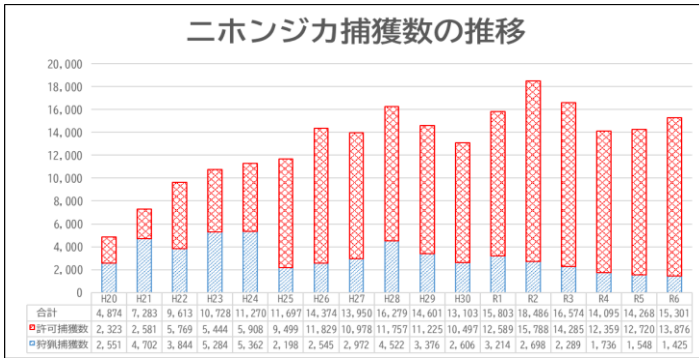
(3) 国(近畿地方環境事務所・中部地方環境事務所)主導によるカワウ対策の広域展開

- 広域的に移動するカワウを県のみで対応することは困難であるため、国が主導し、中部近畿カワウ広域協議会等での構成府県の合意形成、効果的な捕獲等を地域の実情に応じ、広域的かつ機動的に実施することが必要。
- 「集落近辺における銃器捕獲安全管理マニュアル」を活用し、高島市以外での捕獲の動きにつながるよう国の補助が必要。

(本県の取組状況と課題)

【ニホンジカ】

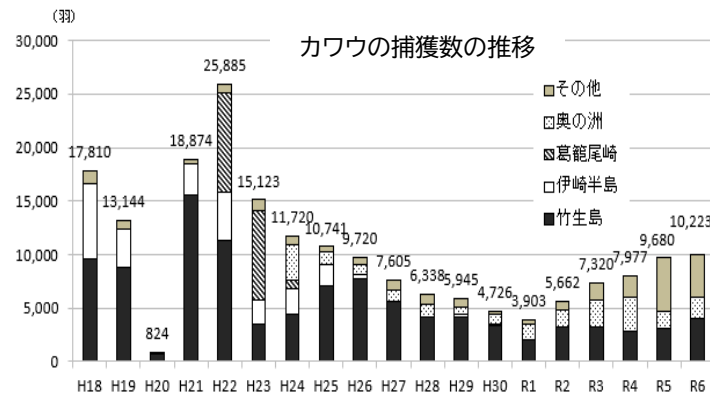
- ・ 交付金を活用した捕獲により、中山間地域での生息数および農作物被害額は、何とか横ばい傾向。
- ・ 伊吹山等の高標高域では、植生への食害により土壌流出等が問題化しているが、捕獲は困難。



伊吹山山頂付近での群れの滞留状況

【カワウ】

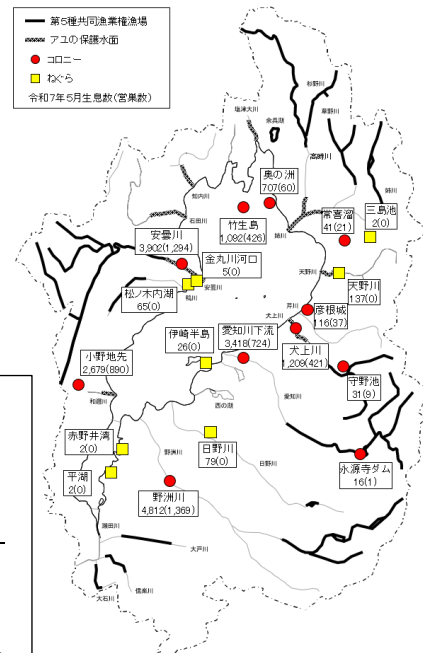
- ・ 繁殖地が琵琶湖(竹生島)周辺から内陸部へ分散傾向。
- ・ 国施行委任で、住宅地付近での銃器捕獲の安全管理マニュアルを作成。他地域への展開が必要。



安曇川でのアユの捕食状況

<参考> カワウ対策への財政的支援

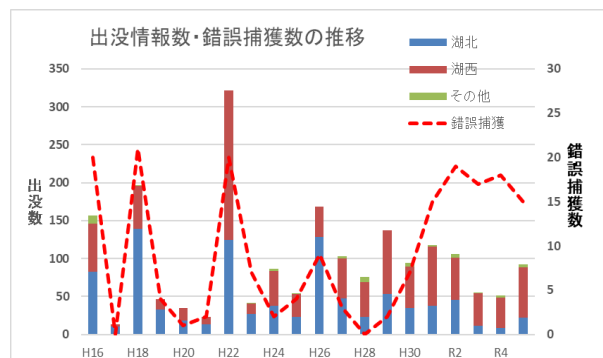
- ① カワウ捕獲経費 3,300 円/羽 (平均値)
(R7 県捕獲実績より)
- ② 国交付金単価 200 円/羽
(鳥獣被害防止総合対策交付金 実施要領より)
- ③ 差額 (①-②) 3,100 円/羽



滋賀県におけるカワウ分布図

【ツキノワグマ】

- ・ 主に湖北地域(米原市、長浜市)および湖西地域(高島市、大津市)に生息し、それぞれに異なる地域個体群が分布。生息状況調査の結果を用いた個体数推定をR8に実施予定。
- ・ 出没数の極端な増加は見られないものの、分布は拡大傾向。緊急銃猟制度の適切な運用、出没時の捕獲、追い払い等の体制整備が重要。
- ・ 豊凶調査結果を基にした出没予測の周知により人身被害等の未然防止が必要。



担当：琵琶湖環境部生物多様性保全課鳥獣対策室

TEL：077-528-3489

農政水産部みらいの農業振興課みどりの食料戦略室

TEL：077-528-3842

